

第8回宮古市農業委員会
総 会 議 事 録

宮古市農業委員会

第8回宮古市農業委員会総会議事録

令和3年12月23日、第8回総会はシートピアなあどに招集された。

1. 開会日時 令和3年12月23日(木)午後3時00分
2. 閉会日時 令和3年12月23日(木)午後3時25分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 10名)

1番 高森 昭夫 委員	2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員
4番 山崎 安人 委員	5番 中野 正隆 委員	6番 福士 永輝 委員
7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員	9番 阿部 剛夫 委員
10番 飛澤 教男 委員		

4. 欠席した委員はない。

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一
次 長 中屋 和秀
主 査 藤原 優子

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて
議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後3時00分 開会 —

議長
(飛澤教男会長)

定刻となりました。

現在、委員10名中10名の出席です。

宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第8回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章8番」を朗読いたします。

憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章8番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。

それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。

お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議事録署名委員には8番畠山委員と9番阿部委員を、書記には事務局の藤原主査を指名いたします。

議長
(報告第1号)

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。藤原主査。

藤原主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は3件で、取得事由は全て相続であり、農業委員会による斡旋の希望はございません。12月分届出合計を読み上げて報告といたします。

2ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあれば受けたいと思います。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。

どなたかございませんか。

(「なし」の声あり)

議長
(議案第1号)

ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。

	付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	<p>議案書の3ページをお開き願います。 (議案書の議案第1号を朗読) 付議番号1番についてご説明いたします。資料のナンバー1、所在図は1ページでございます。 (議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明) 資料ナンバー1をご覧ください。 令和3年12月16日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の刈屋委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。 1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農用地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当せず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、第2種農地でございます。(2)から(4)まで及び(7)は転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)及び(8)については該当いたしません。2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。(4)は該当ございません。 以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。 なお、地区担当推進委員の刈屋委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございます。</p>
議 長	次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。
7番去石委員	7番去石です。事務局の説明のとおりで、特に問題ないと見てきました。以上です。
議 長	<p>説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。 (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。 以上で、議案第1号の審議を終了いたしました。 これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 (全員挙手)</p>
議 長	全員賛成であります。よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。

- (議案第2号) 次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 議案書の4ページをお開き願います。
(議案書の議案第2号を朗読)
付議番号1番についてご説明いたします。資料はナンバー2、所在図は2ページでございます。
(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー2をご覧ください。
令和3年12月16日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の堀内委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
調査書の1適用外証明の範囲は(1)天災地変等の不可抗力により、農地又は採草放牧地以外になった土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが困難であると認められるもの、に該当するものでございます。2他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(1)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。
なお、地区担当推進委員の堀内委員は、異議がないということでございました。
説明は以上でございます。
- 議長 次に、月当番の7番去石委員に発言を許します。去石委員。
- 7番去石委員 7番去石です。現状としては雑草が繁茂している状態で農業は無理かなという状態になってましたので、いいかなと思って見てきました。
- 議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見のある方ございませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長 質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。
次に、付議番号2番について、事務局より説明願います。中屋次長。
- 中屋次長 付議番号2番についてご説明いたします。
資料はナンバー2-2、所在図は2ページでございます。
(議案第2号付議番号2番を議案書の朗読により説明)
資料のナンバー2-2をご覧ください。
令和3年12月16日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の金澤委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。
調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項でございますが、農振地域整備計画との関連は、振興

地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 2 番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の金澤委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 7 番去石委員に発言を許します。去石委員。

7 番去石委員

7 番去石です。完全に原野化しておりましたので、問題ないと思って見えました。以上です。

議 長

説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号 2 番の審議を終わります。

次に、付議番号 3 番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長

議案書の 5 ページをご覧ください。

付議番号 3 番についてご説明いたします。資料のナンバー 2 - 3、所在図は 4 ページでございます。

(議案第 2 号付議番号 3 番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー 2 - 3 をご覧ください。

令和 3 年 12 月 16 日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の大森委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。

調査書の 1 適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございます。3 調査意見、結論でございますが、1 適用外証明の範囲(4)に該当し、付議番号 3 番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の大森委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

次に、月当番の 7 番去石委員に発言を許します。去石委員。

7 番去石委員

7 番去石です。ここは、航空写真を見ても、昭和 54 年だったかの航空写真を見ると、その時点で既に山林と化していて、20 年以上経過しているということで、問題ないと思って見ました。

議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号 3 番の審議を終わります。 次に、付議番号 4 番について、事務局より説明願います。中屋次長。
中屋次長	付議番号 4 番についてご説明いたします。資料はナンバー2-4、所在図は 5 ページでございます。 (議案第 2 号付議番号 4 番を議案書の朗読により説明) 資料のナンバー2 - 4 をご覧願います。 令和 3 年 12 月 16 日に月当番の去石委員、地区担当推進委員の佐々木委員、事務局から私の 3 人で現地を確認しております。 調査書の 1 適用外証明の範囲の(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20 年を経過したものとする、に該当するものでございます。2 他法令関連事項、農業振興地域整備計画との関連は、振興地域外で農用地区域外でございませぬ。3 調査意見、結論でございませぬが、1 適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号 4 番の申請内容は相当と認められるものでございませぬ。 なお、地区担当推進委員の佐々木委員は、異議がないということでございました。 説明は以上でございませぬ。
議 長	次に、月当番の 7 番去石委員に発言を許します。去石委員。
7 番去石委員	7 番去石です。ここは、住宅があった形跡すらないような震災の影響が大きいところでしたので、復活するのは無理だろうなという感じで見て来ました。申請のとおりで問題ないと思ひます。
議 長	説明が終わりました。 これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	質疑がないようですので、付議番号 4 番の審議を終わります。 以上で議案第 2 号の審議を終了いたしました。 これより、議案第 2 号「農地法の適用外証明願ひについて」を採決いたします。 お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。 (全員挙手)

議長
(議案第3号) 全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定をいたしました。
次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を
議題といたします。
事務局より説明願います。藤原主査。

藤原主査 議案書の6ページをお開きください。
(議案第3号及び議案第3号付議番号1番から5番を議案書の朗読により
説明)

議長 説明が終わりました。
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんか。
3番竹野委員。

3番竹野牧子委員 3番竹野です。〇〇〇〇さんのところの10アールあたりの賃借料は0です
か。

議長 藤原主査。

藤原主査 4番は、そのとおり使用貸借ですので、賃借料はありません。0ですね。

議長 その他、ありませんか。
(「なし」の声あり)

議長 それでは、質疑ないようですので、議案第3号の審議を終了いたします。
これより、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」
を採決いたします。
お諮りをいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙
手願います。
(全員挙手)

議長 全員賛成です。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日本日予定した日程のすべてを終了いたしました。
これをもちまして、第8回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。
ありがとうございました。

— 午後3時25分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員
会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長

署名委員

署名委員